報道関係者各位

令和２年３月１９日

八丁味噌協同組合

農林水産省食糧産業局知的財産課より公表された「第一回「八丁味噌」の地理的表示登録に関する第三者委員会」の開催について」に対する当組合の見解について

冠省

本日、農林水産省食糧産業局知的財産課企画班、地理的表示品質管理班より「第一回「八丁味噌」の地理的表示登録に関する第三者委員会」の開催について」が公表されたました。https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/200319.html

皆様ご承知のとおり、上記第三者委員会は、「八丁味噌」のＧＩ登録について当組合が申し立てた行政不服審査請求事件（以下、「本件」といいます）において、昨年９月に行政不服審査会にて「審査会（農水省）の判断は妥当でない」との答申がなされたことを端緒として今回同省が設置したものです。

行政不服審査会の答申以降、約半年間に渡って当組合は手続の続行について再三の問い合わせを行い、第三者委員会を設置する場合でも委員の選任手続等の公表など適正手続の遵守を申し入れておりましたが、同省は何らの回答をすることなく、本日法律上の根拠のない上記委員会が、委員の選任手続が全く公表されることなく設置されたことは、当組合としては全く遺憾であり、手続上瑕疵があるものと判断せざるを得ません。

また公表された内容によれば、上記委員会は 3 月 25 日に第一回期日を開催する予定ですが、第二回以降の予定は公表されておらず、上記委員会としての判断がなされる時期も不明確です。その上、審議は非公開とされており検討内容の詳細が外部に公表されるものではなく、透明性は全く確保されておりません。仮に上記委員会において資料提供を含む意見陳述の機会があれば当組合は従来の主張を改めて積極的に行う所存でありますが、十分な審理が実施されず拙速な判断がなされるのではないか、また審議の長期化により裁決が先延ばしにされるのではないかとの疑いを払拭できません。

当組合としては、本年 2 月末までに７万６０００人（愛知県内６万６０００

人）を超える方からの署名をいただき、支援者（消費者）の皆様方の力強く暖かいお力添えを糧として今後、訴訟も視野に入れて当組合の主張を訴え続ける所存です。
今後ともどうかよろしくお願いいたします。
　なお、ご質問等につきましては、後記「本件に関するお問い合わせ」宛てお願いいたします。ご質問等をお受けするにあたり、ご質問内容の正確な把握、また、可能な限り正確に回答させて頂くために、ＦＡＸやメールによる方法をご案内させて頂く場合がございますので、ご了承下さい。

草々

【添付資料】
１．行政不服審査法（新法）の概要
※総務省ＨＰ内（http://www.soumu.go.jp/main_content/000591908.pdf）から抜粋
２．これまでの経緯
３．本件登録（ＧＩ）に係る八丁味噌と当組合の八丁味噌の違い
４．行政不服審査会の答申の要旨及び考察
５．地理的表示保護制度（ＧＩ）における『八丁味噌』の登録見直しに関する要望」（アンケート結果）
６．ＦＡＱ

＜本件に関するお問い合わせ＞
八丁味噌協同組合
合資会社八丁味噌（屋号 カクキュー）企画室　兼　品質管理部　野村健治
TEL：0564-21-0154　FAX：0564-25-0513　E-mail：factory@hatcho-miso.co.jp
株式会社まるや八丁味噌　社長室　石原友保
TEL：0564-22-0222　FAX：0564-23-0172　E-mail：isihara@8miso.co.jp

（参考 2）

行政不服審査法（新法）の概要

＜目的＞

簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、**国民の権利利益の救済**を図るとともに、**行政の適正な運営を確保**

（行政庁の処分に関する**不服申立てについての一般法**（国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用））

＜不服申立ての対象等＞

【対象】

○行政庁の全ての**処分**・**申請に対する不作為**

※特に不服申立てができない旨の定めがある場合を除く。

【資格】

○処分に**不服がある者**（不作為の場合は**申請をした者**）

※処分により自己の権利・法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている。
（取消訴訟の原告適格と同範囲）

【不服申立期間】

○処分があったことを知った日の翌日から起算して
3か月（原則）

※正当な理由がある場合は、この限りでない。

【処理（裁決・決定）】

○申立てに**理由あり** ⇒ **認容**
○申立てに**理由なし** ⇒ **棄却**
○申立てが**不適法** ⇒ **却下**

・処分の場合　原処分の**取消し・変更**
・不作為の場合　不作為が**違法・不当**である旨を**宣言**

※裁決の際に、申請に対する一定の処分（申請認容等）をする（よう処分庁等に命ずる）ことが可能

＜審査請求の基本的な流れ＞

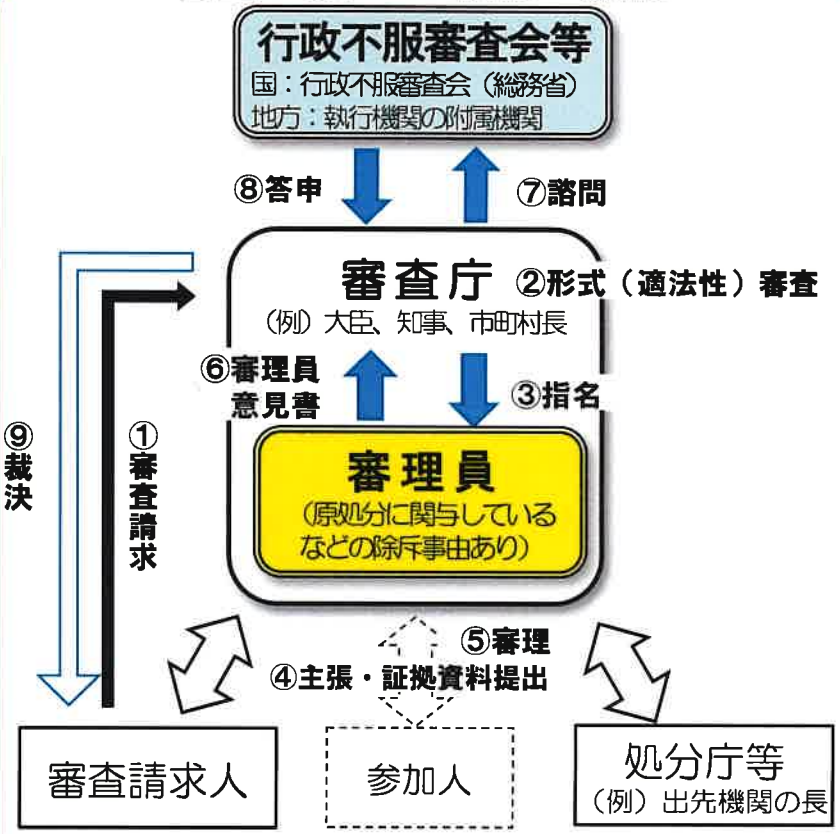

※審理員の指名、行政不服審査会への諮問は、個別法で適用が除外されている場合は行われない（その場合、③、⑥、⑦及び⑧は行われない。）。

【これまでの経緯】

平成 26 年 6 月 25 日	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の公布。地理的表示保護制度（GI）開始
平成 27 年 6 月 1 日	当組合は申請受付開始とともに申請（抽選で 8 番目）
平成 28 年 3 月 16 日	農水省担当課長より生産地を岡崎市八帖町から愛知県に拡大するように要請
平成 29 年 1 月 13 日	農水省担当課長から電話で「登録を目指すのであれば、生産地を「愛知県」に拡大する方向で再検討をしてほしい。」旨申し入れ
平成 29 年 2 月 13 日	公示（申請から約 1 年 8 ヶ月）
平成 29 年 3 月 1 日	農水省を訪問。「今のままでは登録は困難。生産地を広げるよう」再考を要求される。
平成 29 年 6 月 14 日	農水省の対応から現状で登録は困難、拒絶の可能性が高いと判断したため、「八丁味噌」の名前に傷をつけないようにするため、やむなく申請を取り下げる。
平成 29 年 6 月 15 日	愛知県の他の組合の申請（平成 27 年 6 月 24 日に申請していたが後行申請だったため、これまで、当組合の申請に対する意見書としての扱いだった）が公示される。
	八丁味噌協同組合、岡崎市役所、岡崎市商工会議所の 3 者はそれぞれ愛知県の他の組合の申請は拒絶されるべきと意見書を提出。
平成 29 年 12 月 12 日	愛知県の他の組合の申請について、学識経験者委員会開催
平成 29 年 12 月 15 日	愛知県の他の組合の申請が、当組合との合意形成の無いのに登録（本件登録）される。
平成 29 年 12 月 15 日	農水省が日 EU・EPA の交渉結果概要を発表（日・EU が相互に守る知的財産のリストに「八丁味噌」が含まれていることを確認）
平成 29 年 12 月 25 日	農水省にて説明を受ける

農水省の説明	1.学識経験者委員会及び農水省も八丁味噌のオリジナルは岡崎であるという見解は一致している。 2.八丁味噌の名称が他で使われないように守った。拡散を防ぐために政策的判断もあった。 3.登録した八丁味噌の基準はミニマム基準（熟成は 3 ヶ月あればいい。加温してもいい）

	4.岡崎 2 社の製法も同一範囲内と判断した 5.愛知県の組合が販売していると主張する「八丁味噌」は業務用で実績があり否定できない。 6.岡崎 2 社も速やかに（同じ枠内で）追加申請してください。追加申請すれば登録する。
平成 30 年 3 月 14 日	当組合は農林水産省へ本件登録取消を求め審査請求を提出。
平成 30 年 3 月 27 日	岡崎市長と岡崎市議会議長が「利害関係者の合意形成について、指導・調整を強く要望する」旨の意見書を農水副大臣に手渡す。
平成 30 年 3 月 30 日	審査庁が本件審査請求の審理手続を担当する審理員を指名
平成 30 年 5 月 29 日	岡崎の伝統を未来につなぐ会（発起人：愛知産業大学学長）が本件登録の見直しに関する要望の署名活動開始
平成 30 年 11 月 15 日	本件登録は消費者に多大な混乱を生じせしめるものであるとともに、消費者に多大な不利益をもたらすものであるとして、当組合が消費者庁に請願書提出
平成 31 年 2 月 1 日	日 EU・EPA 発効と同時に改正地理的表示保護法が施行されたことにより、GI 制度に入っていない当組合の「八丁味噌」先使用の期限が原則として 7 年に限定。
平成 31 年 3 月 4 日	審査請求に対する農林水産大臣の弁明書（計 3 つ）と愛知県の組合からの意見書（計 4 通）に対する当組合の反論書（計 7 通）のやり取りが終了
平成 31 年 4 月 8 日	審理員が審査庁（農林水産大臣）に対し、審理員意見書及び一件記録を提出
令和元年 5 月 27 日	審査庁（農林水産大臣）が行政不服審査会に対し、「本件審査請求は棄却するべきである」として諮問
令和元年 9 月 27 日	行政不服審査会が計 6 回の調査審議の上、「本件審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、現時点において妥当とはいえない」との結論を答申。

【本件登録（GI）に係る八丁味噌と当組合の八丁味噌の違い】

	農水省が登録した八丁味噌（GI）	当組合の八丁味噌
生産地	愛知県	愛知県岡崎市八帖町（旧八丁村）
原材料	大豆、塩、水	大豆、塩、水のみ
味噌玉	直径 20mm以上、長さ 50mm以上	握り拳ほどの大きさ
熟成期間	一夏以上熟成（温度調整を行う場合は 25℃以上で最低 10 ヶ月）	天然醸造で 2 年以上（温度調整は行わない）
仕込み桶	タンク（醸造桶）	木桶のみ（約 6 トン仕込める大きさ）
重し	形状は問わない。	重石は天然石を円錐状に約 3 トン積み上げること
添加物（酒精）	登録の公示内容に記載がないが使用しているものも含まれる。	使用していない。

行政不服審査会の答申の要旨及び考察

令和元年１０月１６日

弁護士　犬塚　浩

弁護士　髙木　薫

第１　行政不服審査会の答申の要旨

１　結論

本件審査請求については、参加人（愛知県の他の組合。以下「参加人」という。）による特定農林水産物等の登録の申請（以下「本件申請」という。）に地理的表示法１３条１項３号イに該当する登録拒否事由がないかについて、更に調査検討を尽くす必要があるから、本件審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、現時点において妥当とはいえない。

２　本件の争点

⑴　本件申請について、地理的表示法１３条１項３号イに該当する登録拒否事由があるか

⑵　本件申請について、地理的表示法１３条１項４号イに該当する登録拒否事由があるか

※「１３条１項３号イ」と「同項４号イ」については第２の考察を参照

３　行政不服審査会の判断

⑴　審査庁は、①「八丁味噌」の名称は、愛知県で生産された豆味噌のみに限って使用されており、いわゆる「名古屋めし」の代表的な調味料として愛知県内に定着し、愛知県の特産品として広く認知されているとい

う社会的評価を考慮すれば、他地域で生産されている豆味噌とは全く異なる」として、「同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴を有している」と認めているが、審査庁が認定する社会的評価について、それを裏付ける具体的な資料は見当たらない。

「名古屋めし」の調味料として岐阜県や三重県、愛知県内の一般的な豆味噌が用いられている可能性も否定できず、審査庁の認定に係る「八丁味噌」との名称が付された豆味噌の社会的評価が、これらの一般的な豆味噌と区別されたものといえるかも判然としない。

審査請求人が提出した署名結果によれば、愛知県においては、「八丁味噌」との名称が付された豆味噌は、岡崎２社が岡崎市内において生産する豆味噌が岡崎市の特産品として相当程度認知されていることがうかがわれる。

これらを踏まえれば、更に具体的な資料に基づく十分な検討を要するものといわざるを得ない。

⑵　審査請求人は、本件審査請求において、岡崎２社の生産する豆味噌の特性と本件申請に係る豆味噌の特性の違いを主張し、味噌玉の大きさ、重しの素材や量、仕込み桶、熟成期間の相違を強調した上で、「八丁味噌」との名称を付された豆味噌に対する社会的な評価は、専ら岡崎２社の生産する豆味噌に対するものであることをうかがわせる資料を提出しているところ、「八丁味噌」との名称が付された豆味噌に対する社会的評価が、そのまま本件申請（参加人申請）に係る豆味噌に対する社会的評価であり、確立した特性であるとした審査庁の認定、評価において、審査請求人が指摘する岡崎２社の生産する豆味噌と本件申請に係る豆味噌の相違点が、それぞれの社会的評価において何らかの意味を

持つものかどうかといった観点からの検討がなされていることをうかがうことはできず、**社会的評価の観点からの検討としては不十分というべきである。**

⑶　ところで、本件申請に先行してなされた審査請求人による申請を含めた一連の経過、本件申請に対する審査請求人の意見の内容等に照らせば、本件申請については、審査請求人と参加人との間の本件申請に係る豆味噌の特性に関する争い、認識の相違があり、これが登録拒否事由（地理的表示法１３条１項３号イの事由）の有無に関わる点であったことは明らかであったのであるから、登録を巡る紛争の回避といった観点をも加味すれば、審査請求人と参加人との間の合意形成を考慮する必要性を認めなかった判断の妥当性について疑問がないではない。そして、本件申請に係る豆味噌に「確立した特性」、「同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴」があると認められるかどうかを検討するに当たっては、審査請求人の主張、提出資料が吟味されなければならなかったことは当然である。

⑷　以上のような事情を踏まえれば、**本件申請に地理的表示法１３条１項３号イの事由がないとの審査庁の判断は、必要な調査、検討を尽くしてされたものとは認められない。**

本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、本件申請に地理的表示法１３条１項４号イの事由があるかについての審査庁の判断の当否についてみるまでもなく、現時点において妥当とはいえない。

本件申請に地理的表示法１３条１項４号イの事由があるかについては、処分庁でもある審査庁において、本件申請に係る豆味噌の社会的評価の認定、判断のた

めに必要な調査、検討の結果を踏まえた上で、裁決において適正な判断が示されることを求める。

第２　考察

審査請求人は、本件申請が地理的表示法１３条１項３号イ及び同項４号イの登録拒否事由に該当する（すなわち、本件登録は認められるべきではなかった）として本件審査請求をするものある。

そこで、以下、同法１４条１項３号イ及び同項４号イについて説明した上で、本答申について考察する。

１　地理的表示法１３条１項３号イ、同項４号イの登録拒否事由

⑴　１３条１項３号イについて

農水省の定める審査要領によると、１３条１項３号該当性の審査は、「農林水産物等審査基準」に従って行うとされている。

農林水産物等審査基準は、以下の①又は②の場合には、１３条１項３号イに該当するものとする。

① 農林水産物等ではないとき

② 地理的表示法２条２項

１号「特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること」

２号「品質、社会的評価その他の確立した特性…が…（当該）生産地に主として帰せられるものであること」

の両要件を満たさないとき

上記②２号の要件について、「確立した特性がある」とは、申請農林農産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴を有しており、かつ、当該特徴

を有した状態で概ね２５年生産がされた実績があるものをいうものとし、「差別化された特性を有した状態」の該当性を判断するに当たっては、申請農林水産物等の生産地・生産の方法・特性その他申請農林水産物等を特定するために必要な事項について、当該申請農林水産物等の生産業者の合意形成が十分に図られているかどうかを斟酌するものとされている。

⑵　１３条１項４号イについて

農水省の定める審査要領によると、１３条１項４号該当性の審査は、「名称審査基準」に従って行うとされている。

名称審査基準は、以下の①又は②に該当する場合は、１３条１項４号イに該当するものとする。

①普通名称であるとき

②地理的表示法２条２項

１号「特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること」

２号「品質、社会的評価その他の確立した特性…が…（当該）生産地に主として帰せられるものであること」

上記各号の事項を特定することができないとき

なお、不正競争防止法２条１項１号又は２号に掲げる行為を組成する名称である場合や、需用者が、申請農林水産物等の名称から当該申請農林水産物等について、地理的表示法２条２項各号に掲げる事項を認識できない場合は、同法２条２項各号に掲げる事項を特定することができない名称に該当する。

２　本答申についての考察

⑴　本答申は、第１の答申の要旨「３　行政不服審査会の判断」で記載したことを述べた上で、**「本件申請に地理的表示法１３条１項３号イの事由がないとの審査庁の判断は、必要な調査、検討を尽くしてされたものとは認められない」**として、「地理的表示法１３条１項３号イに該当する登録拒否事由がないかについて、**更に調査検討を尽くす必要があるから、本件審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、現時点において妥当とはいえない**」と結論づけた。

本答申でも述べられているが、審査庁の諮問において、本件申請が地理的表示法１３条１項３号イの登録拒否事由に該当しないとの判断理由が明確にされておらず、審査庁の調査検討は極めて不十分であるといわざるを得ない。**本答申の判断は、極めて妥当なものだと考える。**

⑵　本答申の注目するべき点は、他にも２つある。

①　まず１つめは、本答申が答申書１８頁において、**１３条１項３号イの該当性と同項４号イの該当性については、それぞれ区別して検討されるべきである**とし、「登録の申請においては、いかなる名称による申請であるかについてはひとまず措いた上でも、同項３号イの該当性が検討されるべき」旨述べた上で、答申書の最終頁で「本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、**本件申請に地理的表示法１３条１項４号イの事由があるかについての審査庁の判断の当否についてみるまでもなく、現時点において妥当とはいえない。**」、**「本件申請に地理的表示法１３条１項４号イの事由があるかについては、処分庁でもある審査庁において、本件申請に**

係る豆味噌の社会的評価の認定、判断のために必要な調査、検討の結果を踏まえた上で、裁決において適正な判断が示されることを求める。」と述べている点である。

すなわち、本答申は、１３条１項３号イと同項４号イの登録拒否事由の該当性については区別して判断すべきであるが、１３条１項３号イの登録拒否事由がないとした審査庁の判断は、必要な調査、検討を尽くしてされたものとは認められないので、１３条１項４号イの登録拒否事由がないとした審査庁の判断の当否を検討するまでもなく、審査庁の判断は妥当ではないと結論づけている。

このことが何を意味するかというと、本答申は、１３条１項４号イの登録拒否事由がないとした審査庁の判断が妥当であったか否かについては、検討・判断をすることなく、審査庁に対して、まずは、１３条１項３号イの登録拒否事由該当性について、もっとしっかり必要な調査、検討をし直すべきだと述べているのである。

その上で、本答申は、１３条１項４号イの登録拒否事由該当性についても、審査庁において、本件申請に係る豆味噌の社会的評価の認定、判断のために必要な調査、検討の結果を踏まえた上で、裁決において適正な判断を示すことを求めており、審査庁が裁決をするに当たり、審査庁に対して、本答申で調査検討が不十分だとした１３条１項３号イの登録拒否事由該当性のみならず、１３条１項４号イの登録拒否事由該当性についても、必要な調査検討を十分に尽くすことを求めているものといえ、極めて妥当な判断である。

②　２つ目は、本答申が答申書１７頁において、**審査庁は、「農林水産物等審査基準において合意形成が十分に図られているかどうかを斟酌するものとされている『当該申請農林水産物等の生産業者」は原則として申請生産者団体の構成員を指す**とし、『申請名称と類似する同種の農林水産物等の生産業者の存在が認められる場合には、必要に応じこれらの者との合意形成についても考慮することが適当である」との考え方を前提としているが**「そもそもこのような考え方が採られていたというのであれば、農林水産物等審査基準において明確にされ、合意形成を考慮するのはどのような場合であるかも具体的に示されているべきであった**」と述べている点である。

すなわち、**審査庁のような考え方（本件でいえば、申請者団体である愛知県の他の組合の構成員の間で合意形成が図られていればよく、申請者団体の構成員ではない岡崎２社は関係ないという考え方）を採るのであれば、公示されている農水省が作成した農林水産物等審査基準において明確に示されるべき**だといっているのである。

かかる本答申の判断は、**農水省が作成した農林水産物等審査基準の不備を指摘するものともいえ**、今後の審査においても影響を与える可能性があると考えられるため、高い評価に値するものといえる。

⑶　総括

本答申は、１３条１項３号イと１３条１項４号イの登録拒否事由は別個のものであり、いずれの該当性についても十分な調査検討が尽くされるべきであるが、まず、１３条１項３号イの該当性について判断した上で、１３条１項４号イの該当性判断するべ

きとした点、審査基準について、かなり詳細な検討を加えている点、審査請求人の主張、提出証拠をある程度詳細に吟味している点など、高く評価できるといえる。

本答申は、審査庁の判断を拘束するものではないが、審査庁の判断の客観性、公正性を担保するという行政不服審査会設置の趣旨からは、審査庁においても本答申の判断は十分に尊重されるべきである。

以　上

※答申の全文は、総務省 HP 内の以下の URL をご参照下さい。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000646794.pdf

「地理的表示保護制度(GI)における『八丁味噌』の登録見直しに関する要望

日付	岡崎市内	県内（岡崎市内除く）	その他（県外）	当日計	総合計
5月29日	60	21	3	84	84
5月30日	7	8	0	15	99
5月31日	45	0	0	45	144
6月1日	13	0	0	13	157
6月2日	237	94	25	356	513
6月4日	537	218	13	768	1,281
6月5日	1,597	2,287	104	3,988	5,269
6月6日	3,225	1,811	1,047	6,083	11,352
6月7日	650	289	26	965	12,317
6月8日	30	1	30	61	12,378
6月11日	82	45	4	131	12,509
6月12日	125	83	1	209	12,718
6月13日	539	219	42	800	13,518
6月14日	203	72	0	275	13,793
6月15日	111	88	15	214	14,007
6月16日	88	7	1	96	14,103
6月18日	52	45	11	108	14,211
6月19日	865	547	121	1,533	15,744
6月20日	59	59	34	152	15,896
6月21日	489	304	28	821	16,717
～6月25日	242	133	32	407	17,124
～6月29日	778	699	41	1,518	18,642
～7月6日	1,108	1,127	217	2,452	21,094
～7月13日	1,176	845	237	2,258	23,352
～7月20日	432	337	84	853	24,205
～7月27日	675	247	31	953	25,158
～8月3日	709	1,620	392	2,721	27,879
～8月31日	2,038	3,278	791	6,107	33,986
～9月28日	1,298	3,371	606	5,275	39,261
～10月15日	248	648	175	1,071	40,332
～10月31日	1,060	1,028	451	2,539	42,871
～11月5日	336	1,232	74	1,642	44,513
～11月15日	730	769	401	1,900	46,413
11月30日	802	1,130	395	2,327	48,740
12月31日	1,259	2,680	402	4,341	53,081
1月31日	1,999	2,076	115	4,190	57,271
2月28日	860	1,888	1,017	3,765	61,036
3月29日	618	1,199	323	2,140	63,176
4月30日	537	814	220	1,571	64,747
5月30日	539	1,026	380	1,945	66,692
6月30日	337	620	214	1,171	67,863
7月31日	569	392	551	1,512	69,375
8月31日	172	650	110	932	70,307
9月30日	395	310	225	930	71,237
10月31日	198	493	168	859	72,096
11月30日	461	579	126	1,166	73,262
12月31日	221	504	206	931	74,193
1月31日	435	795	136	1,366	75,559
2月29日	232	177	385	794	76,353
合計	**29,478**	**36,865**	**10,010**	**76,353**	

ＦＡＱ

Ｑ１．行政不服審査法に基づく審査請求とはどういうものですか

Ａ１．行政庁の処分等（許認可の取消し等）に関し不服がある場合に処分について審査庁（本件では農林水産大臣）に審査を請求することができる制度です。

Ｑ２．申立てはいつ行われたのですか？

Ａ２．当組合は、平成３０年３月１４日付申立てを行いました。その後の経緯は添付書類「これまでの経緯」をご参照ください。

Ｑ３．組合は、平成３０年３月１４日付で審査請求を行ったということですが、どのような点が不服だったのですか？

Ａ３．江戸時代初期から伝統的な製法で造り続けている当組合の八丁味噌とは異なる生産品が八丁味噌として登録されたことを不服としています。

なお当組合の八丁味噌とGI登録された八丁味噌の違いは添付書類３「本件登録（GI）に係る八丁味噌と当組合の八丁味噌の違い」をご参照ください。

Ｑ４．審査請求ではどのような点が争点となっていたのですか？

Ａ４．登録された「八丁味噌」について、農林水産大臣

は、「地理的表示法１３条１項３号イ、または同項４号イに基づいて登録拒否をするべきだったのに登録をしてしまったのではないか」ということが争点となりました。詳しくは、添付資料４「行政不服審査会の答申の概要と解説」をご参照下さい。

Ｑ５．今回行政不服審査会から答申書が出ましたが、行政不服審査会とはどのような組織ですか？

Ａ５．総務省内に設置されている組織です。

審査請求の中で、審査庁（本件では農林水産大臣）が中立かつ適正な判断をしているかどうかをチェックするための審査庁の外に設けられた組織です。

Ｑ６．そもそも審査請求の手続の流れがどうなっているのか教えて下さい。

Ａ６．手続きの流れは以下のとおりです。

まず、農林水産大臣の（今回の登録を認める）処分がありました。

これに対して当組合が農林水産大臣に対し、審査請求を申請しました。その後農林水産大臣が指名した審理員による審理手続が始まりました。その後、農林水産大臣による弁明書と当組合の反論書の提出、参加人からの意見書の提出、その他それぞれから資料の提出がなされた後、審理員が意見書（裁決案）を作成し農林水産大臣に提出し、農林水産大臣より行政不服審査会へ諮問がなされました。要するに裁決をする前に外

部（行政不服審査会　総務省内の組織）のチェックを受けるというシステムです。

今回、この諮問を受けて行政不服審査会が答申をしたものです。今後、今回の答申を踏まえて農林水産大臣による裁決がされます。

手続の流れについては、末尾の「審査請求手続の流れ」を参照ください。

Ｑ７．今回の行政不服審査会からの答申の概要はどのようなものですか

Ａ７．「『本件審査請求は棄却するべきである』との審査庁の判断は、**現時点において妥当とはいえない**」との答申をしました。

要するに、今回の愛知県の他の組合の登録について、登録を拒否する理由が存在しないから登録は正当なものであるとの、審査庁の判断（審理員の意見に基づく）は、「現時点においては妥当とはいえず、さらに調査を検討して判断する必要がある」というものです。詳細は添付資料4「行政不服審査回の答申の概要及び考察」をご覧下さい。

Ｑ８．今回の行政不服審査会の答申によっては、審査庁（実際には審理員）はこれに従って裁決しなければならないのですか。

Ａ８．法的に拘束されるものではありませんが、答申の内容を尊重した上で判断しなければならないものと

位置付けられます。

Ｑ９．審査庁（審理員）による裁決が出るのはいつ頃でしょうか。

Ａ９．行政不服審査会の答申を受けた場合、審査庁は遅滞なく裁決をしなければならないとされていますので、それほど遠くない時期に裁決が出されると考えております。

Ｑ１０．今後審査庁が、当該組合の行政不服審査請求を棄却する判断をした場合、当該組合としては、どうする予定ですか。

Ａ１０．本件登録（処分）の取消訴訟（行政訴訟）を提起することを検討いたします。

以　上

審査請求手続の流れ

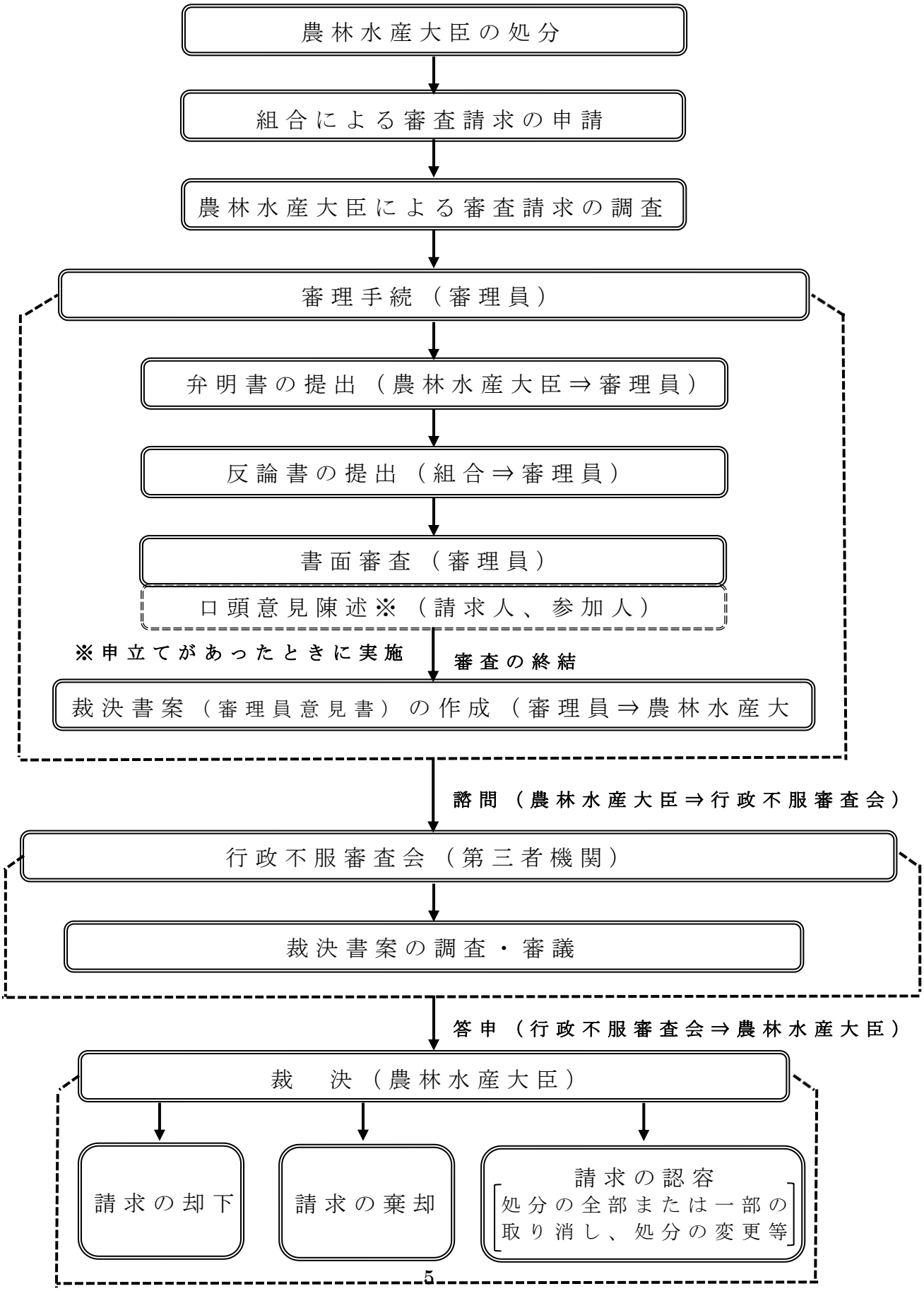
農林水産大臣の処分
組合による審査請求の申請
農林水産大臣による審査請求の調査
審理手続（審理員）
弁明書の提出（農林水産大臣⇒審理員）
反論書の提出（組合⇒審理員）
書面審査（審理員）
口頭意見陳述※（請求人、参加人）
※申立てがあったときに実施
審査の終結
裁決書案（審理員意見書）の作成（審理員⇒農林水産大
諮問（農林水産大臣⇒行政不服審査会）
行政不服審査会（第三者機関）
裁決書案の調査・審議
答申（行政不服審査会⇒農林水産大臣）
裁　決（農林水産大臣）
請求の却下
請求の棄却
請求の認容
処分の全部または一部の取り消し、処分の変更等